

千葉開府900年記念事業ロゴマーク・キャッチコピー作成支援及び啓発物品制作等業務委託

質問に対する回答

No.	項目	質問内容	回答
1	候補作品の知的財産関連調査	<p>商標調査で商標について調べることは可能だが、仕様書に記載の「既に公表されている作品と同一または類似ではないこと」と「知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないこと」を確認することは現実的に不可能と思われるが、市としてどのように対応することを想定されているか教えていただきたい。</p>	<p>著作権を侵害している作品が選定されることのないよう、記載しています。</p> <p>公募の際に提示する形式条件については十分に発注者と協議するほか、申込書に作成の意図を記載する欄を設けるなど、作者になりすまして応募することができないように作品を募集するほか、審査及び最終的な監修のために招聘するデザインやコピーライトの分野の学識経験者や専門家の意見を仰ぐなど工夫していただき、ご提案ください。</p> <p>ご指摘のとおり、既に公表されている作品すべてについて調査・確認をすることは不可能であることから、様々な手法を検討し、現実的に可能な範囲で調査・確認を行い、客観的に、候補作品が知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを発注者に報告する業務を示す記載です。</p> <p>調査・確認の範囲や手法については、企画提案内容を基に受注者と発注者で協議の上決定し、実施いただくこととなります。</p> <p>候補作品が他者の知的財産権を侵害することが後に判明した場合においても、重大な瑕疵が無い限りは受注者に責任を負わせるものではありません。</p>